

「明るい笑顔あふれる湘南台中」をつくるための基本方針 (湘南台中学校いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒の人権を保障し「いじめを行わない、いじめを放置しない」という基本的な姿勢をもとにいじめのない学校をめざしていきます。また、本校はいじめが心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関して、すべての人達の理解を深めることを旨として家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校の生徒は、どんな理由があってもぜったいにいじめを行ってはいけません。それは相手を傷つける行為や相手が嫌な気持ちになる行為であり、周囲がそれに同調することも該当します。そして日常的に起こる些細なことすべてがそれにあてはまります。そのためには、いじめをゆるさないという環境をみんなで作っていくことが大切になります。いじめを目撃した生徒が見て見ぬふりをせず、自分の問題としてとらえ、誰かに知らせる勇気を持つことが大切です。

(学校及び職員の責務)

学校及び教職員は、すべての生徒が安心して楽しく過ごせる学校生活や教育活動をめざし、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、生徒たちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(生徒会活動等生徒の自治的活動)

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒たちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

本校は、生徒会など生徒たちの自治的活動や関係づくりの取り組みやいじめ防止の活動に協力・支援を行い、生徒とともによりよい人間関係づくりやいじめ防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるようにします。
- ・いじめは決して許されないということについて、校内研修や職員会議を通して職員間の共通理解を図ります。また、いじめの未然防止のための授業や日常の教育活動においても機会をとらえ、生徒間での共通理解を図ります。
- ・いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていきます。学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にできる心をはぐくむふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取り組みを進めます。

(3) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①生徒対象いじめアンケート調査（6月、10月、1月）
 - ②個人面談（教育相談）や三者面談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り

調査（年3回）

③家庭訪問を通じた学級担任による保護者からの聴き取り調査 4月

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーとの面談
 - ② 学級担任やその他の職員との面談
- ・相談や通報のあった事案は、「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・学校以外の相談窓口として、藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤルについて生徒に周知します。

(5) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、生徒の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた生徒の保護者およびいじめを行った生徒の保護者に報告する等、いじめの事実に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」が中心となって、対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒の学習権に十分配慮したうえで、いじめを行った生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

3 「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「湘南台中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、

※検討事項や事案内容に応じて、教務主任、学年主任、教育相談コーディネーターが参加します。

※検討事項や事案内容に応じて、校長の判断のもとに事案内容に直接関係のない依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談や通報への対応、いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案に対する対応の検討と決定、事案の報告

(3) 会議の開催

- ・週に1回開催します。
- ・いじめと疑われる相談や通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命や心身、又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、その他必要と認める者
 - ※事案内容により構成員については教育委員会と検討します。
 - ※構成員については、必要に応じて教育委員会と校長の依頼により専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対する適時適切な方法での説明と報告
- ・教育委員会（市長）への調査結果報告
いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること